

「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に対する意見

平成 25 年 5 月 10 日

法務省大臣官房司法法制部司法法制課 御中

親和全期会

代表幹事	堂 野 達 之
副代表幹事	的 場 美友紀
常任幹事 (事務局長)	菊 地 真 治
常任幹事	西 川 貴 久
常任幹事	村 山 哲 也
常任幹事	望 月 岳 史
常任幹事	田 中 宏 幸
常任幹事	吉 岡 剛 隆
常任幹事	仙 石 隆
常任幹事	市 来 寛 志
常任幹事	酢 谷 裕 子
常任幹事	川 口 智 也
常任幹事	田 中 純一郎
常任幹事	小 暮 典 子
常任幹事	友 成 亮 太
常任幹事	馬 渕 裕 二
常任幹事	丸 山 冬 子
常任幹事	渡 辺 祥 穂
常任幹事	下 川 慶 子
常任幹事	伊 藤 慶 太
常任幹事	今 西 大 介

親和全期会 法曹養成制度パブリックコメント 対策プロジェクトチーム

座 長	奥 国 範
副 座 長	高 畠 希 之
副 座 長	細 川 早智子
委 員	堀 口 昌 孝
委 員	安 田 伸 一
委 員	田 中 博 尊
委 員	中 谷 ゆかり
委 員	古 屋 丈 順
委 員	高 麗 愛 子
委 員	伊 藤 元
委 員	中 村 裕 也
委 員	西 村 健
委 員	竹 腰 幸 綱
委 員	今 井 智 一
委 員	梶 智 史

I はじめに

親和全期会は、東京弁護士会の会員が属する政策団体の一つである法曹親和会の登録 15 年目以内の若手会員で構成されており、現時点で 900 名以上の会員を擁している。

我が国の司法制度は、法曹志願者の急減等によりその根幹が揺るぎかねない重大な危機に直面していると言わざるを得ず、法曹養成問題は最優先に解決しなければならない重要課題である。一方で、新しい法曹養成制度の導入後に弁護士となった若手弁護士（司法修習第 60 期以降の弁護士）は激増の一途をたどり、既に全国の弁護士の 3 分の 1 超を占めるに至っている（平成 25 年 5 月 1 日現在の弁護士会員の総数 34,035 名に対し、司法修習第 60 期から第 65 期までの弁護士会員の合計数 11,908 名）。これら若手弁護士が司法を牽引していく役割を担っていくことには疑いなく、実際に法科大学院教育を受け、弁護士となって依頼者や相手方に身近に接して実務経験を積んだ若手弁護士が、法曹養成問題について議論を重ね、その意見を現実の政策に反映していく意義は計り知れない。

親和全期会は、昨年度より法曹養成問題に関して、意見交換や情報収集などの研鑽を積んでおり、法科大学院を卒業した弁護士向けにこのテーマに関するアンケートを実施した（400 名以上の回答が得られた）。今回の中間取りまとめに対する意見公募を受けて、主要メンバーにより、これまでの研鑽の成果を踏まえて、多岐にわたる問題に関して、課題の抽出とこれらに対する対策を意見としてまとめたものである。

法曹養成問題においては、法曹人口や法科大学院を含めた法曹教育の問題は言うまでもなく重要であり、司法システムの充実・強化のためには有為な人材の育成・確保が不可欠であるという視座を基本としつつ、単なる理念のみではなく、実際の実務や教育の現場を踏まえた地に足の付いた議論が欠かせない。問題解決のためにはそれだけにとどまらず、法曹養成の目的である司法制度そのもののあり方、実際の司法制度が権利の実現を求める市民の期待に応えられているのかという側面にも切り込んでいかなければならない。

親和全期会としては、なるべく広い視野から、実際の教育や実務の経験を生かしながら、本意見を作成した次第である。本意見が我が国の法曹養成問題の改善、ひいては司法制度の前進に少しでも役立てていただきたいと切に望むものである。

以 上

II 「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に対する意見

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【中間的取りまとめ】

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりがつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

【意見】

- ◇ 新たな分野への活動領域の拡大を議論する以前に、法曹の中核的な活動領域（裁判を中心とした人権擁護、権利実現、紛争解決に関する活動領域）における課題及びこれに対する施策（権利保護保険の拡充や民事法律扶助の拡大などの経済的施策や強制執行制度の拡充や損害賠償制度の改正などの民事司法制度自体の改革など）について、直ちに優先して議論すべきである。
- ◇ 法曹又は法曹有資格者の組織内における登用にあたっては、受け入れる側である組織において、法曹又は法曹有資格者の有用性のみならず、その独立性を確保することの重要性に対する理解が不可欠であって、組織内における法曹有資格者の独立性確保のための体制整備等に関する組織内コンプライアンスの醸成に尽くす必要がある。
- ◇ 日本の弁護士が国際社会において活躍するためには、諸外国の法制度下において、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことが制度的に担保されるように、また、諸外国において現地国法に関する法律事務を取扱う資格を取得するために国籍要件や長期在留要件が存在する場合にはこれらを撤廃するように、諸外国に働きかけることが期待される。
- ◇ 法曹の中核的な活動領域における経験は、新たな活動領域においても極めて有益であることを念頭に、新たな活動領域への進出促進にあたっては、中核的な活動領域において一定の実務経験を有する法曹の進出促進に力を尽くすべきである。
- ◇ 弁護士が弁護士会による多様な研修・情報提供を中心に日々研鑽を積んでいることに鑑み、新たな活動領域において活躍する法律家については、単なる法曹有資格者ではなく、弁護士であることが望ましく、法曹有資格者の弁護士登録を促進すべきである。

【理 由】

- ◇ 法曹の中核的な活動領域は、裁判を中心とした人権擁護や、権利実現、紛争解決に関する分野であるが、そもそもかかる分野においても、いまだに権利実現を求める市民の期待に十分に応えられていないし、十分に司法に対する需要に対応しきれていないといえない。
 例えば、司法アクセス障害の問題がある。一般市民が本来なら当然に実現されるべき権利を実現できていない現状の司法アクセス障害を解消するためには、単に法曹人口を増やしても解決できるものではなく、また法曹の自助努力を待つだけではなく、抜本的な政策対応が不可欠である。具体的には、一般市民（特に経済的弱者）による司法の需要が必要な経済的裏打ちを有しないために弁護士とのマッチングが実現し難いような場面においては、経済的裏打ちの不足を賄う経済的施策として権利保護保険の拡充や民事法律扶助の拡大などを早急に検討する必要がある。
 また、民事司法制度自体に関しても、例えば強制執行制度は財産の把握等の面で不十分であるとか、損害賠償制度も十分な救済がなされているか疑問であるというように、つとに問題視されるところである。法曹人口を増やして法曹教育を充実させたとしても、肝心の権利実現のための司法制度自体に問題があれば意味がなくなると言わざるを得ず、民事司法制度の改革は国を挙げて取り組む課題であると考えられる。

法曹養成検討会議においては、残念ながらかかる点での議論が深まらなかったものと思料する。法曹の新たな分野への活動領域の拡大を議論する以前に、これらの中核的な活動領域における課題について検証し、これに対する施策について直ちに優先して議論すべきである。

- ◇ 近年、企業又は行政による法曹又は法曹有資格者の登用が増加しており、法の支配の理念を社会の隅々まで浸透させる観点からも望ましい。ところで、企業又は行政といった組織内において法曹又は法曹有資格者が期待される役割は、組織内における法の支配の貫徹であって、その法律専門家としての知見を組織内の活動に活用することである。そして、法曹又は法曹有資格者が組織内においてこのような役割を十分に果たすためには、組織の意思から独立した立場において法定的見解を述べることができる地位が確保されていることが必要である。そのため、法曹又は法曹有資格者が組織内において活躍することを促進する観点からは、受け入れる側である組織において、法曹又は法曹有資格者の有用性を理解するのみならず、法曹又は法曹有資格者の独立性を確保することの重要性を理解することが必須であって、そのための体制整備等に関する組織内コンプライアンスの醸成に尽くす必要がある。
- ◇ 日本の弁護士海外展開を促進し、その活動領域を拡大するには、まず、諸外国において、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことができる環境が整備されていることが重要である。日本においては、外国法事務弁護士制度が存在し、外国弁護士は、日本の法務大臣の承認を得て日本弁護士連合会に登録することにより、外国法事務弁護士として、日本国内において、原資格国法に関する法律事務を取扱うことができる。諸外国においても、日本の弁護士が日本法に関する法律専門家として安定的かつ保障的に法律事務を取扱うことが制度的に担保されるように、日本における外国法事務弁護士制度のような制度の導入が期待される。また、日本の弁護士の海外展開が促進されれば、日本の弁護士が現地国の法律事務を取扱う資格を取得する（現地国の弁護士となる）ことの需要も高まることが想定される。しかしながら、諸外国の一部においては、現地国法に関する法律事務を取扱う資格を取得するためには、国籍要件や長期在留要件が存在する場合があります、これらの資格取得要件が日本国籍を有する者による現地国での資格取得の障害となることが想定される。そこで、これらの資格取得要件が存在する諸外国に対しては、これらの資格取得要件を撤廃するように働きかけることが期待される。
- ◇ 近時、法曹又は法曹有資格者による新たな活動領域への進出が限定的ながらも広がりつつあるが、そのうち比較的多数を占めているのが弁護士登録後間もない弁護士や弁護士未登録者である。もとより、弁護士登録後間もない弁護士や弁護士未登録者であっても法曹又は法曹有資格者として、十分に新たな活動領域における活躍が期待できる存在であるが、法曹の中核的な活動領域における経験が新たな活動領域においても極めて有益であることは否定できない。そのため、新たな活動領域への進出促進にあたっては、中核的な活動

領域において一定の実務経験を有する法曹の進出促進に力を尽くすべきである。

- ◇ 弁護士会は、日々、多様な法分野や先端的な法的取組みに関する研修や情報提供を実施しており、弁護士は、これらの研修や情報提供を中心に日々研鑽を積んでいる。法曹が法律家として有用であることは、司法試験合格や司法研修所修了によって法曹としての資格を取得したことのみ起因するのではなく、日々の研鑽によってその法的知見が培われていることによるものである。そのため、新たな活動領域において活躍する法律家としては、単なる法曹有資格者ではなく、弁護士であることが望ましい。弁護士登録がなされていないと弁護士倫理に関する弁護士会による指導監督が及ばない点についても留意し、新たな活動領域において活躍する法曹有資格者について弁護士登録を促進することが必要である。

第2 今後の法曹人口の在り方

【中間的取りまとめ】

- 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。
- 今後の法曹人口の在り方については，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要がある。

【意見】

- ◇ 法曹に対する需要が今後も増加していくことが予想されることについて特段の異論はないが，法曹人口を引き続き増加させる必要があるとの認識には賛成できない。法曹の量については，今後の需要の増加を見込んだ上で当面必要となる人員はすでに確保できており，むしろ増加した法曹と法曹に対する需要の適正なマッチングが機能していない点に課題が生じている。需要増加に対する抽象的な見込みを前提に法曹人口の増加を継続することや法曹又は法曹有資格者の活動領域の拡大をあらかじめ織り込んで法曹人口を論じることには反対する。
- ◇ 法曹人口の増加という観点では，弁護士について十分な人口増加がみられるが，裁判官及び検察官については人口増加が不十分であり，速やかに判事・検事の大幅増員及びそのための予算措置を講じるべきである。また，司法試験（旧司法試験を含む。）の合格者が増加している今日，司法試験の合格者以外の者から登用する簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は，速やかに廃止すべきである。
- ◇ 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標が現実性を欠くとの認識、現状においては司法試験の年間合格者数の数値目標を設けないことが相当であるとする意見については，賛成する。
- ◇ 今後の司法試験の年間合格者数について，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要があるとの意見には概ね賛成であるが，法曹の質の維持に関しては，単に「法曹としての質を維持することに留意しつつ」では足りず，「法曹としての質を維持することを大前提に」，司法試験の年間合格者数の目安を判断しなければならない。この点，近年，司法試験の年間合格者数が2,000

人程度で推移しているが、現状の上記諸事情を勘案する限り、現時点で2,000人という人数は多きに過ぎるとの認識である。

【理由】

- ◇ 法曹に対する需要が今後も増加していくことが予想されることについて特段の異論はない。しかしながら、法曹の量については、2000年ころ以降、年間1,000人から2,000人を超える司法試験合格者が誕生しており、今後の需要の増加を見込んだ上で当面必要となると見込まれる法曹人員の数はすでに確保されている。現時点で、いまだ司法アクセスの障害が解消されていない場面は少なくないが、これらは、法曹人口が不足していることに原因があるのではなく、増加した法曹と法曹に対する需要について、適正なマッチングが機能していないことに原因があるというべきである（なお、これらの課題の解消のためには、権利保護保険の拡充や法律扶助の拡大などの経済的施策が必要であることは、「第1法曹有資格者の活動領域の在り方」において述べたとおりである。）。そのため、法曹人口を引き続き増加させる必要があるとの認識には賛成できない。また、法曹に対する需要増加という抽象的な見込について特段異論がないことは上記のとおりであるが、このような抽象的な見込みを前提に法曹人口の増加を継続することは適当ではない。

また、中間的取りまとめでは、「司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、…（中略）…弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された」と記載しているが、司法制度改革審議会意見書では、「公的機関、企業、国際機関」への進出が「期待されている」と述べられているにとどまり（司法制度改革審議会意見書Ⅲ第3-2）、「必要がある」とは述べられていないのであって、かかる引用は誤っている。これらの組織に法曹がどれだけ進出するかは、一義的には各組織の個別ニーズに委ねられているところ、企業が必ずしも法曹有資格者の採用に魅力や必要性を感じていないことは、法曹養成制度検討会議の第1回会議における議論から明らかであり、これら各組織における潜在的需要の掘り起こしは容易ではない。そのため、法曹又は法曹有資格者の活動領域の拡大をあらかじめ織り込んで、法曹人口を論じてはならない。

- ◇ 法曹人口の増加という観点では、弁護士について十分な人口増加がみられるが、裁判官及び検察官については人口増加が不十分である。都市部の裁判官や検察官は、多忙を極めており、人員不足が深刻である。また、常勤裁判官や常勤検察官が配置されていない支部も多数存在する。常勤裁判官や常勤検察官を配置するに見合う事件数が存在しないことを理由にするようであるが、常勤裁判官や常勤検察官が配置されていないために事件が本庁に流れている側面があることは否めない。そのため、速やかに判事・検事の大幅増員及びそのための予算措置を講じるべきである。また、司法試験の合格者以外の者から登用する簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は、法曹人口が不足している時代においてこれを補うために機能してきた制度である。司法試験（旧司法試験を含む。）の合格者が増加している今日、簡易裁判所判事の制度や副検事の制度は、速やかに廃止すべきである。

- ◇ 近年の司法試験においては、一定の能力水準への到達度によって判定する資格試験としての性質と法曹人口政策から導かれる一定の合格者数の数値目標との乖離が著しかったといえ、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標が現実性を欠いていることは明らかである。また、司法試験の合格発表の度にメディア等で「3,000 人程度の目標達成できず」などと報道されたことから、3,000 人程度という数値目標が独り歩きしていたと言わざるを得ない。そのため、当面は、数値目標を掲げずに、「プロセス」としての法曹養成の理念のもと、司法修習を開始するために必要と考えられる一定の能力水準の到達度の有無をもって司法試験の合否を判断すべきである。
- ◇ 今後の司法試験の年間合格者数について、法曹としての質を維持することを大前提に、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、その都度検討を行う必要がある。この点、近年、司法試験の年間合格者数が 2,000 人程度で推移しているが、現状において上記諸事情を勘案する限り、現時点で 2,000 人という人数は多きに過ぎるとの認識である。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

【中間的取りまとめ】

- 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。
- 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある

【意見】

- ◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があり、賛成する。
- ◇ 予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする現行の制度を維持することが適当であると考えているが、それは、法科大学院を中核とする法曹養成の理念の優位性を評価するためであって、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃することが、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがあるとする意見については、現状の法科大学院教育が抱える多くの課題を軽視するものであって、賛成できない。
- ◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するためには、到達点として位置付けられる司法修習終了時において求められる法曹の質の程度について再整理することが必要である。
- ◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念の下で制度をより実効的に機能させるために、教育体制が十分でない法科大学院の組織見直しの促進や法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要があることに異論はないが、「プロセス」としての法曹養成である以上、法科大学院の問題点のみを取り上げて、単独で議論することは適当ではなく、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携を念頭に改善策を検討する必要がある。

【理由】

- ◇ 法科大学院では、法曹倫理に関する講義や模擬裁判などの臨床科目が存在するほか、基本科目についても学理的な側面のみならず実務的な側面も併せて学ぶことができるカリキュラムを実施することが可能となり、法律実務家の養成のためのシステムとして優れた可能性を含んでおり、現実に成果を挙げつつある。そのため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があり、今後も堅持する必要がある。
- ◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念には合理性があると考えているところ、これを堅持するためには、予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司

法試験の受験資格とする現行の制度を維持することが適当である。もっとも、現在、いくつかの法科大学院には多くの課題が存在しており、「プロセス」としての法曹養成の中核として十分に機能するためには改善すべき点が少なくない。現時点では、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を採用していることが、法曹志願者全体の質の維持に貢献していると手放しに評価することには疑問を禁じ得ない。予備試験制度を併有しつつも、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする現行の制度を維持するためには、現状の法科大学院教育が抱える課題を解消することが急務である。

- ◇ 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持するためには、法科大学院・司法試験・司法修習の各プロセスにおいて到達すべき水準について十分に検証の上、各プロセスを担う法科大学院・司法試験委員会（法務省）・司法研修所（最高裁判所）が共通の認識を保持することが不可欠である。とりわけ法曹の質の低下という意見が呈されることがある現状においては、最終的な到達点として位置付けられる司法修習終了時において求められる法曹の質の程度について再整理することが必要である。
- ◇ 後述するように現在の法科大学院の在り方については、多くの課題が存在すると考えられ、「プロセス」としての法曹養成の理念の下で、中核となる法科大学院がより実効的に機能するためには、抜本的な対策が必要である。具体的には、教育体制が十分でない法科大学院については組織見直しが必要であり、その促進のためには公的支援の在り方を見直すことが効果的であると考え。また、法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要があり、法科大学院相互の教育手法・創意工夫に関する情報共有の促進、最高裁判所・法務省による教員派遣などの施策が検討されるべきである。もっとも、「プロセス」としての法曹養成である以上、法科大学院の問題点のみを取り上げて、単独で議論することは適当ではなく、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携を念頭に改善策を検討する必要がある。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

【中間的取りまとめ】

- 法曹志願者の減少は、司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく、全体としての司法試験合格率は高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また、このことは、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。
- 上記要因を可能な限り解消して、法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

【意見】

- ◇ 法曹志願者が減少しているという事態は、日本の司法システムの維持の観点から、看過してはならない重大な問題であるとの認識を再確認すべきである。
- ◇ 法曹志願者の減少の原因についての認識には概ね賛成する。但し、旧司法試験の時代においては、2～3%程度の合格率であっても相応の法曹志願者が維持されていたことからすれば、法曹志願者の減少の原因としては、司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることに、より重点があると考ええる。
- ◇ 法曹志願者の減少の原因が、法曹の多様性の確保を困難としている要因としても当てはまる点については、基本的に異論はないが、法曹の多様性を確保するためには、法曹志願者という分母の確保以外にも多様な方策を講じることが可能であるから、法曹の多様性を確保することが困難となっている要因を、法曹志願者の減少の原因のみに位置付けることは適当ではない。

【理由】

- ◇ 新しい法曹養成制度の導入後、法科大学院の志願者が年々減少を続けていることは明らかな事実である。もとより、新しい法曹養成制度の導入当初においては、合格率2～3%程度の従来の司法試験制度から合格率70～80%とも言われた新しい司法試験制度への移行に対する期待感や滞留していた旧司法試験の受験者の乗り換え需要もあり、多くの志願者が殺到したとの評価も可能であり、単純に制度導入当初の志願者との比較において、減少していると断じることはできないが、平成16年の制度導入後9年を経て、志願者減少に歯止めがかからない現状は、明らかに法曹志願者そのものが減少していると評価すべきである。そして、このような法曹志願者の減少という事態は、将来における日本の司法シ

テムを支えようとする有為な人材の減少を意味するのであり、日本の司法システムの維持の観点から、看過してはならない重大な問題である。法曹養成制度検討会議においては、まず、法曹志願者の減少という事態が抱える問題の重大性について認識を再確認すべきである。なお、そもそも法学部の志願者自体が激減している点についても留意しなければならない。

- ◇ 法曹志願者の減少の原因は複合的であると考えられ、一概に論じることはできない。しかし、新しい法曹養成制度の導入後に法曹資格を得た多くの弁護士（概ね司法修習 60 期以降の弁護士）は、法科大学院を経由することによる時間的・経済的負担と法科大学院を修了したとしても司法試験に合格できない可能性を総合勘案し、法科大学院への入学の是非を検討しており、これらの要因についての消極的評価が法曹志願者の減少につながるものと考えられる。司法修習終了後の就職状況が厳しい現状については、近時、社会一般において社会問題として認識されるに至っており、今後ますますの法曹志願者の減少に追い打ちをかけることが懸念される。上記のとおり、法曹志願者の減少の原因は複合的であると考えられるので、その要因の優劣を判断することは困難であるが、旧司法試験の時代においては 2～3%程度の合格率であっても相応の法曹志願者が維持されていたことからすれば、法曹志願者の減少の原因としては、司法修習終了後の就職状況が厳しいこと、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることに、より重点があると考えられる。
- ◇ 法曹の多様性を検討するにあたっては、法学部以外の出身者か否か、社会人経験の有無などのバックグラウンドの多様性のみを議論するのではなく、法科大学院在学中や法曹になってからの国際留学経験、多様な分野への出向経験、他の専門職（公認会計士や医師など）の資格保有の有無など多面的に検討する必要がある。また、仮に、バックグラウンドの多様性を確保することに着目したとしても、多様性の確保のためには、単に法曹志願者という分母を確保する以外にも、例えば、就業経験のある者について法科大学院への入学を職業訓練に位置付けて各種助成を行うなど多様な方策を講じることが可能であるから、法曹の多様性を確保することが困難となっている要因を、法曹志願者の減少の原因のみに位置付けることは適当ではない。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(3) 法曹養成課程における経済的支援

【中間的取りまとめ】

○ 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。

○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。

【意見】

- ◇ 法曹として有為な人材を確保することは、我が国の司法システムを充実・強化するために必要不可欠な前提であり、法曹養成課程における経済的支援は、単なる経済的困窮者に対する支援という観点ではなく、我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点から積極的かつ戦略的に検討されなければならない。
- ◇ 法曹志願者の減少という事態に鑑みれば、法科大学院生に対する経済的支援についても充分であると即断するべきではない。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、法科大学院生に対する経済的支援について、単に通常の大学院生との比較という理由から、現状で充分であるなどと判断することは適当ではない。業績優秀者に対する奨学金返還の減免等の運用における対象拡大など、更なる支援の充実・強化が必要である。
- ◇ 司法修習生に対する経済的支援については、従前の給費制を復活させることが必要である。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことに配慮するのみでは明らかに不十分であって、社会人経験を有する優秀な人材が従前の生活水準を相応に維持しながら司法修習に専念できるように支援しなければならない。
- ◇ 経済的な事情に対する配慮を理由に、司法修習生の修習専念義務の在り方について検討することには反対である。我が国の司法システムを支える有為な人材の育成のためには、司法修習期間における修習専念義務は不可欠であり、司法修習生の経済的基盤に対する配慮から修習専念義務を緩和することは本末転倒である。

【理由】

- ◇ 法曹として有為な人材を確保することは、我が国の司法システムを充実・強化するために必要不可欠な前提である。そのため、政府は、法曹として有為な人材を確保するために必要な施策を積極的に実施しなければならない。しかしながら、これまで法曹養成課程に

における経済的支援は、経済的困窮者に対する支援という側面から検討されてきた傾向がある。このような検討の視点は適当ではなく、法曹養成課程における経済的支援については、我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点から積極的かつ戦略的に検討されなければならない。

- ◇ 中間的取りまとめにおいては、法科大学院生に対する経済的支援について既に相当充実した支援が実施されているとの評価がなされているが、法曹志願者の減少という事態を看過した評価であり適当ではない。我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、優秀な人材や社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を、時間的負担と経済的負担を要する法科大学院に呼び込まなければならない。かかる観点からは、法科大学院性に対する支援を、単に通常の大学院生との比較において検討することは適当ではない。法科大学院性に対する経済的支援についても、業績優秀者に対する奨学金返還の減免等の運用における対象拡大など、更なる支援の充実・強化が必要である。
- ◇ 我が国の司法システムを支える有為な人材の確保・育成という観点からは、司法修習生に対する経済的支援についても、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことに配慮するのみでは明らかに不十分である。司法修習生が、将来における貸費の償還開始後の生活を憂慮する必要がないようにすることはもとより、社会人経験を有する優秀な人材がこれまでの生活水準を相応に維持しながら司法修習に専念できるように、現行の貸費性ではなく、従前の給費制に復することが必要である。
- ◇ 我が国の司法システムを支える有為な人材の育成のためには、司法修習期間における修習専念義務は不可欠である。かつて2年間であった司法修習期間が1年間に短縮されており、既に司法修習のスケジュールがタイトになっており、より一層の修習専念が必要となっている現状において、修習専念義務を緩和することは司法修習期間における成果を低減させることにつながりかねず、適当ではない。司法修習生の経済的基盤に対して配慮が必要であるならば、国家の政策として必要な手当てを実施すべきであって、司法修習生の経済的基盤に対する配慮から修習専念義務を緩和することは本末転倒である。経済的な事情に対する配慮を理由に、司法修習生の修習専念義務の在り方について検討することには反対である。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上、定員・設置数、認証評価

【中間的取りまとめ】

- 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。
- 司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。
- 個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような課題のある法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。
- 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。
- このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。

【意見】

- ◇ 法科大学院の修了者の相当程度の者が司法試験に合格できるという制度設計、相当程度の者の割合として法科大学院修了者の約7～8割という目安の設定は、いずれも適当であ

ると考え、法科大学院においてそのための充実した教育が求められるとの意見に賛成である。

- ◇ 現在の法科大学院が抱える課題に鑑みるに、法科大学院における教育の質を向上する必要があることはもちろんであるが、それだけでは足りず、法科大学院の入学定員の削減及び統廃合や法科大学院の修了認定の厳格化が必要である。
- ◇ 教育状況に課題がある法科大学院については、入学定員の削減及び統廃合などの組織見直しが急務である。教育の質を向上させることは当然に重要であるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、いたずらに改善のための猶予期間を与えることは、単なる延命措置に過ぎず、かえって法科大学院生の貴重な時間と機会を奪うことになりかねず適当ではない。
- ◇ 法曹の多様性を確保する観点から夜間法科大学院の存在は重要であり、多くの法科大学院において夜間の開講を促進する施策等は有益であるが、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、夜間法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではない。もっとも、夜間法科大学院の教育成果については、短期的な司法試験の合格実績のみによって判断すべきではない。
- ◇ 法科大学院の地域適正配置は、地域司法の充実の観点からも重要であり、地方法科大学院には独自の存在意義があるが、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、一定の地方に唯一の法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではない。
- ◇ 入学定員の削減にあたっては抜本的な削減が必要であり、「現在の入学定員と実入学者数との差を縮小する」という削減方針では不十分である。
- ◇ 課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援（財政的支援及び人的支援）の見直しの方策を更に強化すべきであるとの意見には賛成である。その際、法科大学院の適正な数及び規模並びに組織見直しによる教育の質の改善に対する見込みを念頭に公的支援の選択と集中が重要である。
- ◇ 法科大学院における教育の質の向上の観点からは、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムの重要性を再確認すべきである。

【理 由】

- ◇ 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を実現するためには、法科大学院の修了者の相当程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が望ましく、具体的には、約70～80%程度の者が司法試験に合格できるという目安が適当であると考えられる。このような制度設計を実現するためには、法科大学院における教育が約70～80%程度という司法試験の合格率に見合う内実のあるものである必要があり、法科大学院には、より一層の充実した教育の実施が求められる。
- ◇ 法科大学院において、将来の我が国の司法システムを支える有為な人材を確保・育成するためには、高い水準の司法試験合格率を達成・維持することが不可欠である。現状の法

曹人口が抱える問題に鑑みれば、高い水準の司法試験合格率を確保するためには、単に法科大学院における教育の質を向上することでは足りず、法科大学院全体の入学定員の削減及び各法科大学院における修了認定の厳格化が必要である。法科大学院全体の入学定員を削減する観点からは、各法科大学院における定員削減及び統廃合について抜本的な対応が必要となる。各法科大学院における修了認定の在り方については、認証評価において厳格に検証されるべきである。

- ◇ 法科大学院が法曹養成するための専門職大学院であることに鑑みれば、教育結果の最たる指標である司法試験合格率において低迷する一部の法科大学院には、教育状況に課題があることを否定できない。これらの法科大学院については、入学定員の削減及び統廃合などの組織見直しが急務である。各法科大学院において、教育の質を向上させることは当然に重要であるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、教育の質を向上させる機会としていたずらに改善のための猶予期間を与えることは、単なる延命措置に過ぎず、かえって法科大学院生の貴重な時間と機会を奪うことになりかねない点に留意しなければならない。
- ◇ 法曹の多様性を確保する観点から、夜間法科大学院の存在は重要である。この点、夜間の開講を理由とする財政的支援や優遇措置を講じるなどによって、現在は夜間の開講を行っていない法科大学院において夜間の開講を促進する施策等は有益であると考えが、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、夜間法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではないと考える。もとより夜間法科大学院において教育効果を司法試験合格等の結果として実現することは、通常の法科大学院に比して考慮すべき要素が存在することから、短期的な司法試験の合格実績のみによって安易に判断すべきではない。
- ◇ 法科大学院の地域適正配置は、地域司法の充実の観点からも重要であり、地方法科大学院には独自の存在意義があると考え。しかしながら、地方法科大学院であっても、教育効果が上がらず、将来の法曹となる司法試験合格者を輩出することができない地方法科大学院は、地域司法の充実に寄与しないのであるから、法科大学院の定員削減や統廃合にあたり、一定の地方に唯一の法科大学院であるという一事をもって時間的猶予その他の特例を認めることは適当ではないと考える。
- ◇ 法曹志望者が減少している今日、法科大学院の改革・改善は急務であり、入学定員の削減にあたっては、法科大学院修了者数に占める高い水準の司法試験合格率を達成することを念頭に抜本的な削減が必要であり、「現在の入学定員と実入学者数との差を縮小する」という削減方針では不十分である。
- ◇ 法曹志望者が減少している今日、法科大学院の改革・改善は急務であり、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを待っていたのでは遅きに過ぎる。もっとも、大学の自治の観点から強制的な再編は慎まなければならない。そのため、法科大学院に対する公的支援（財政的支援及び人的支援）の見直しの方策を更に強化することによって、法科大学

院の組織見直しを促進することが必要である。そして、公的支援の見直しを行うにあたっては、法科大学院の適正な数及び規模並びに組織見直しによる教育の質の改善に対する見込みを念頭に公的支援の選択と集中が重要である。

- ◇ 法科大学院における教育の質の向上の観点からは、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムの重要性を再確認すべきである。実際に法科大学院教育を受けて実務に出た若手弁護士の中でも、文書作成を行い、然るべき第三者から評価を受けることにより、能動的かつ実践的に法的思考力を高めることができるという声は多く、認証評価にあたり「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」の概念や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」の概念が過度に拡大解釈され、法的文書作成能力の向上のためのカリキュラムが軽視され、又は敬遠されることがあってはならない。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(2) 法学未修者の教育

【中間的取りまとめ】

- 法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討するべきである。
- 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。

【意見】

- ◇ 1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入については、一般に、2年次より法学未修者と法学既修者が同一カリキュラムで受講することとなる現在の法科大学院の実情に鑑み、賛成である。さらに、「共通到達度確認試験（仮称）」において一定のレベル以上の成績を得ていることを、1年次から2年次の進級についての全国一律（最低基準）の進級要件として設定すべきである。
- ◇ 2年次から3年次への進級にあたって到達度を判定する仕組みを導入することには反対である。
- ◇ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能にするための仕組みを導入することには賛成である。なお、重点的に学ぶためには、基本知識の習得や法的文書作成能力向上のためのカリキュラムが重要である。

【理由】

- ◇ 法学未修者は、一般に法学既修者と同一カリキュラムで受講することとなる2年次開始時点において、法的思考力や法的議論能力はさておき、基本的な法的知識の習得程度や法的文書作成能力に関して、法学既修者との間に大きな差異があるとの声が散見される。法学未修者は、1年次に基本的な法的知識の習得などを終えて法学既修者と比較して大きく異なる程度の学習到達度を達成していると想定してカリキュラムを編成している法科大学院がほとんどであるから、1年次から2年次に進級する際に、一定の到達度を確認するシステムを設けることには合理性がある。また、法学未修者にとっても自己の学習スケジュールを策定するにあたって有益であると考えられる。そして、各法科大学院において短期間で基礎的理解を習得させる必要がある法学未修者の教育に関する創意工夫や苦勞が伝えられる中、各法科大学院の教育状況のばらつきを早期に把握し、全国の法科大学院との比較における到達度を確認することは有意義である。そのため、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」を導入することは適当であると考えられる。但し、「共通到達度確認試験（仮称）」が過度に知識偏重の試験内容とならないように留意

する必要がある。また、各法科大学院における修了認定の厳格化が求められていることからすれば、「共通到達度確認試験（仮称）」において一定のレベル以上の成績を得ていることを、1年次から2年次の進級についての全国一律（最低基準）の進級要件として設定すべきである。

- ◇ 上記に対し、2年次から3年次の進級にあたっては、統一的な到達度を確認する必要性は乏しい。法科大学院では、多様な実務科目や先端科目を設定し、法科大学院性が司法試験の受験科目にとらわれずにこれらの有意義な科目を適宜履修することが求められている中で、2年次から3年次の進級の際に必要な到達度を硬直的に設定することは、法科大学院の設置理念と矛盾しかねない。当該仕組みの導入は、法科大学院生による学習スケジュールの設計に関する自由度を阻害し、過度な競争や到達度試験対策のための偏った学習を誘発する可能性がある。また、仮に法学未修者についてのみ実施することとすれば、法学既修者との間で無用な取扱いの差異を設けることになりかねない。そのため、2年次から3年次への進級にあたって到達度を判定する仕組みを導入することは適当ではない。
- ◇ 法学未修者は、法的思考力や法的議論能力はさておき、基本的な法的知識の習得程度や法的文書作成能力に関して、法学既修者との間に大きな差異があるとの指摘があり、これを補うために、基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みが必要である。このような仕組みを導入しても、2年次及び3年次には、法学既修者と同様に、多様な実務科目や先端科目を履修することが想定されていることから、法科大学院の設置理念と矛盾するとは考えられない。なお、基本的な法律科目を重点的に学ぶためには、基本知識の習得や法的文書作成能力向上のためのカリキュラムが重要である。実際に法科大学院教育を受けて実務に出た若手弁護士の中でも、基本知識を確実に身につけることが実務において肝要であり、法科大学院はこの点の教育を重視すべきであるとの声もある。これらのカリキュラムは、法曹としての素養を培うために必要不可欠な事項であるにもかかわらず、ともすれば、「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」などと評価されかねない。これらのカリキュラムが法科大学院の認証評価にあたり、教育実践の実態を踏まえることなく、安易に「司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育」や「司法試験の受験指導に過度に偏した教育」などと評価されることがないように留意しなければならない。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

【中間的取りまとめ】

○ 受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。

【意見】

- ◇ 法科大学院の修了者の約70～80%程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が適当であり、これを実現するためには一定の受験制限（受験回数又は受験期間の制限）が必要である。
- ◇ 法科大学院教育と司法試験の連続性を重視する観点からは、法科大学院修了後の司法試験の受験回数による制限ではなく、法科大学院修了後の期間による制限が適当である。
- ◇ 司法試験合格率が25%前後に低迷している現状においては、少なくとも当面、現在の受験制限を緩和することが必要であり、具体的には「法科大学院修了後5年以内」（受験回数に着目すれば5回）という制限が適当であるとする。

【理由】

- ◇ 法科大学院の修了者の約70～80%程度の者が司法試験に合格できるという制度設計が適当であることは、既に述べたとおりである。そして、高い合格率を達成・維持するためには、一定の受験機会にもかかわらず十分な到達度が得られない者について受験継続を制限することが必要であり、一定の受験制限が必要である。
- ◇ 現在の受験制限は、「5年以内に3回」という制限であり、受験期間と受験回数が一致していない。これについては、特別な事情により受験できない場合があり得ることに配慮したものの説明がなされているが、結果的には、受験控えを誘発しているにすぎない。複数回数の受験が可能である以上、特別な事情により受験できない場合について既に一定の配慮がなされているのであり、期間と受験回数が一致しない制限は適当ではない。そして、「プロセス」としての法曹養成の理念の下で法科大学院教育と司法試験の連続性を重視する観点からは、法科大学院修了後の司法試験の受験回数による制限ではなく、法科大学院修了後の期間による制限が適当である。
- ◇ 上記のとおり、受験制限は、高い水準の合格率を達成・維持するために必要なものであり、当初約7～8割を目安として設定された司法試験合格率が25%前後に低迷している現状においては、現在の「5年以内に3回」という受験制限は受験者にとって厳しい制限となっており、実際に法科大学院性はもとより、既に合格した司法修習生や弁護士からも受験制限の緩和を要望する声大きい。そのため、少なくとも当面、現在の受験制限を緩和することが必要であるとする。具体的には「法科大学院修了後5年以内」という制限が適当であるとする。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(2) 方式・内容、合格基準・合格者決定

【中間的取りまとめ】

○ 法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。

【意見】

- ◇ 法科大学院教育との連携や司法試験受験者の負担軽減を考慮して検討を進めることには賛成するが、その手段として、試験科目の削減を行うことについては反対する。短答式試験では出題範囲の限定等の方法、論文式試験では論点数の限定、回答時間の若干の延長等の方策を中心に検討を進めるべきである。
- ◇ 法務省が公表する「論文式試験出題の趣旨」や「採点実感等に対する意見」は、合格基準の推測にとって有益であるから、今後もこれらの資料の公表を継続するべきである。

【理由】

- ◇ 短答式試験については、現在の司法試験では、旧司法試験の短答式試験科目に含まれていなかった会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法が試験科目に含まれている。この点、確かに、旧司法試験に比較して短答式試験の負担が重くなっているようにも思われるが、現在の短答式試験の出題内容は、旧司法試験のそれよりも基本的事項を素直に問うものが多く、回答時間にも比較的余裕があるうえ、論文式試験の採点を行うこととなる合否判定ライン（いわゆる足切りライン）は、例年、350点満点中210点から220点で推移しており、6割強の正答を得られれば「足切りライン」を突破できることを考えると、短答式試験の負担が過大であるとまではいえない。むしろ、実務に必要な幅広い基本的知識を身につけた法曹を養成するためには、短答式試験の科目数を維持することが望ましい。法科大学院教育との連携や司法試験受験者の負担軽減を実現するためには、科目数の削減ではなく、出題範囲の限定等で対応することが望ましい。例えば、手形・小切手法の分野については、例年、短答式試験で2～3問程度が出題されているところ、同分野について法科大学院の授業でほとんど扱われず、受験者としてもこの2～3問のために相当程度の勉強時間を費やす必要があることに鑑みると、試験の出題範囲からは同分野を外すなどの対応も一案である。
- ◇ 論文式試験については、「プロセス」としての法曹養成の理念のもと、その中核となる法科大学院において多様な法分野について修得することが想定されていることからすれば、司法試験においても法律基本科目以外の選択科目について到達度を評価することが必要である。過酷な受験競争が問題視されていた旧司法試験において一度は廃止された選択科目について、現在の司法試験において復活させた経緯に鑑みても、単に受験者の負担軽減のために選択科目を廃止することは適当ではない。受験生の負担軽減のためには、選択

科目の廃止以外の方策を検討すべきである。具体的には、例えば、論文式試験の必須科目における論点数の限定及び回答時間の若干の延長等の方策を検討することが一案である。現在の論文式試験では問題文の量及び論点数が多い一方で、法務省が公表する「出題の趣旨」等によれば必須科目では法律に対する極めて深い理解を問うているというのであるから、1科目当たり2時間という現在の論文式試験における回答時間は、相当短いと言わざるを得ない。その結果、受験者は、高い出題レベルの問題を前に必ずしも十分に考える時間を確保することができず、途中答案や表面的な回答に終始することが往々にしてあるように思われる。そのため、必須科目においては、法律に対する深い理解をしっかりと答案に反映できるように、論点数の限定及び回答時間の若干の延長等の方策が考えられる。なお、現在の司法試験では、問題文に事実が多く盛り込まれ、これを評価して衡量するという作業も必要となるところ、この部分で各受験者の実力の違いが相当程度現れることから、論点数を限定したとしても受験者の実力を適切に測ることは十分可能である。

- ◇ 合格基準については、法務省が公表する「論文式試験出題の趣旨」や「採点実感等に対する意見」によって概ね知ることができるため、今後もこのような資料の公表を継続することが望ましいと考える。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(3) 予備試験制度

【中間的取りまとめ】

○ 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。

【意見】

- ◇ 当面は、必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の見直しの必要性について検討すべきという意見に賛成する。

【理由】

- ◇ 予備試験制度は、経済的事情や時間的制約から法科大学院への入学を躊躇する者や既に実社会で十分な経験を積んでいることから法科大学院での教育を希望しない者に、法曹となるための受け皿として機能することが期待できる制度であると考え。法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度の理念に適合しているか否かについては、時間的・経済的負担を要する法科大学院に対する補完として機能するとして積極的に評価する意見や法科大学院を回避するバイパスとなってしまうとして消極的に解する意見など様々な意見があるが、いずれにしても、制度の実施後間もないことから、当面、現状程度の難易度で実施しつつ、当初の制度趣旨を実現しているか、あるいは新たな制度意義を見出すことができるかなどについて、改めて検証することが必要である。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(1) 法科大学院教育との連携

【中間的取りまとめ】

○ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

【意見】

- ◇ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているとの現状認識については疑問がないではないが、これらの連携が必要不可欠であり、今後より一層、連携状況の把握に努めるべきことは明らかである。
- ◇ 従前の前期修習に準じた導入修習を、司法研修所において集合修習の形態によって実施すべきである。

【理由】

- ◇ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているとの現状認識については疑問がないではないが、これらの連携が必要不可欠であり、今後より一層、連携状況の把握に努めるべきことは明らかである。
- ◇ 法科大学院教育に実務への導入教育の側面が含まれているとしても、法科大学院における教育の水準は必ずしも一様ではないこと、司法試験において実務導入教育の成果が評価の対象とされる場面が限定されていると考えられることから、司法修習開始時に統一的な導入的教育を実施する必要性が高い。新 60 期においては、実務修習前に、司法研修所において1か月間の導入修習が実施されたが、現在は、これが廃止されている。そして、現在では、各配属庁において、分野別の導入的教育が実施されているようであるが、実務修習の成果向上のためには、各分野別実務修習の開始前に司法修習の全体像を見渡すべく、司法修習開始時に、すべての実務修習分野について導入修習を実施することが望ましい。そのため、従前の前期修習に準じた導入修習を、司法修習開始時に、司法研修所における統合的なカリキュラムとして集合修習の形態によって実施すべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(2) 司法修習の内容

【中間的取りまとめ】

○ 司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

【意見】

- ◇ 司法修習の実情を踏まえつつ、更なる充実に向けた検討を行うべき点に異論はない。
- ◇ 従前の前期修習に準じた導入修習を、司法研修所において集合修習の形態によって実施すべきである。
- ◇ 司法修習においては、単なる「汎用的能力の修得」に留めるべきではなく、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の各分野において、高い専門性を有した実務能力の修得が実現できるように、法曹三者が一体となって取り組まなければならない。法曹三者による統一修習の重要性を再確認し、司法修習の形骸化による実質的な分離修習に陥ることがないように注視していかなければならない。
- ◇ 選択型実務修習については、自己開拓プログラムを含む多岐に渡る分野から自主性をもって選択して指導を受けることができるものとして積極的に評価できる。もともと、制度導入後間もないことから、実施状況や新しい分野の開拓可能性を勘案の上、常に検証を重ねていくことが必要である。

【理由】

- ◇ 司法修習の在り方については、1999年に司法修習期間が2年間から1年6か月間に短縮され、その後、段階的に短縮され、現在の1年間に至るまでの間に、司法修習のカリキュラムも大きな変更を重ねている。司法修習期間の短縮やそれに伴うカリキュラムの変更による影響について十分な検証がなされているとは言い難い。そのため、今後、司法修習の実情を踏まえつつ、更なる充実に向けた検討を行うべきであることは言うまでもない。
- ◇ 上記「(1) 法科大学院教育との連携」において記載のとおり、法科大学院における実務導入教育の水準は必ずしも一様ではなく、司法試験においても実務導入教育の到達度を十分に評価できているとは考えられないことから、司法修習開始時に統一的な導入的教育を実施する必要性が高い。現在では、各配属庁において、分野別の導入的教育が実施されているようであるが、実務修習の成果向上のためには、各分野別実務修習の開始前に司法修習の全体像を見渡すべく、司法修習開始時に、すべての実務修習分野について導入修習を実施することが望ましい。そのため、従前の前期修習に準じた導入修習を、司法修習開始時に、司法研修所における統合的なカリキュラムとして集合修習の形態によって実施すべきである。
- ◇ 中間的取りまとめが司法修習の目的を「法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力

の修得」と矮小化していることは適當ではない。司法修習においては、単なる「汎用的能力の修得」ではなく、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の各分野において、高い専門性を有した実務能力の修得を実現することが必要であり、そのためには、法曹三者が一体となって取り組まなければならない。司法修習の目的を単なる「汎用的能力の修得」に矮小化することは、裁判官・検察官・弁護士としての専門的実務能力の修得のための研修等を、任官又は弁護士登録後に法曹三者がそれぞれ実施することになりかねない。かかる事態は、司法修習を形骸化し、実質的に分離修習に移行することに陥りかねない。法曹三者による統一修習の重要性を再確認し、充実した司法修習の実施のために注視していかなければならない。

- ◇ 選択型実務修習については、自己開拓プログラムを含む多岐に渡る分野から自主性をもって選択して指導を受けることができるものとして積極的に評価できる。もっとも、制度導入後間もないことから、実施状況や新しい分野の開拓可能性を勘案の上、常に検証を重ねていくことが必要である。

第3 法曹養成制度の在り方

5 継続教育について

【中間的取りまとめ】

○ 法曹となった者に対する継続教育の在り方について、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに、法科大学院においても、法曹資格取得後の継続教育について、必要な協力を行うことを検討すべきである。また、法科大学院には、法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。

【意見】

- ◇ 法曹の継続教育を議論する前提として、法曹に対する継続教育の制度は、あくまでも法曹の自己研鑽のための制度でなければならず、法曹の独立性を損なうものであってはならないことを確認しなければならない。
- ◇ 法曹の独立性が確保されている限り、法曹の自己研鑽のための制度について、法曹三者が協力して取組を更に進めることや法科大学院が必要な協力を検討することには賛成である。また、法科大学院が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することについても、賛成であり、弁護士会との適切な協力関係のもとで実施されることを期待する。

【理由】

- ◇ 法曹がその職責を全うするためには、その独立性が確保されなければならない。そのため、法曹に対する継続教育の制度は、あくまでも法曹の自己研鑽のための制度でなければならず、法曹の独立性を損なうものであってはならない。
- ◇ 法曹の自己研鑽のための制度について、法曹三者が協力することは非常に有益である。現在も、弁護士会の研修において裁判官に講師を依頼することは日常的に行われており、最新の裁判実務を前提とした講演・講義には受講者である弁護士から極めて高い評価を得ている。今後も引き続き法曹三者が協力して取組を更に進めることが重要である。また、弁護士会の研修・シンポジウムにおいて研究者に講師・パネリストを依頼することも日常的に行われており、研究者による講演・講義のニーズは高い。現在のところ、研究者に対する講演・講義の依頼の多くは、研究者個人に対して行われており、今後、法科大学院との交流、連携が深まることは望ましいと考える。法科大学院に法曹実務家にとっての学びの場としての機能も併有させるのであれば、そこで提供されるカリキュラムについては、理論と実践、学理と実務が伴うものであることが求められる。法科大学院の教員（実務家教員を含む。）と先端分野等に携わる法曹実務家の交流を図るべく、法科大学院と弁護士会の間で適切な協力関係が構築され、法曹実務家の研鑽機会が提供されることを期待する。

Ⅲ 連絡先

堂野達之（どうの たつゆき）

〒104-0061

東京都中央区銀座 4-10-16 シグマ銀座ファーストビル 2 階
堂野法律事務所

Tel : 03-3542-9031 / Fax : 03-3542-9030

奥国範（おく くにのり）

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-4-8 井門茅場町ビル 2 階
奥綜合法律事務所

Tel : 03-5641-5936 / Fax : 03-5641-5938